

まだ地上デジタル放送対策が済んでいない方は
お急ぎください!!



地上アナログ放送は終了します。
地上デジタル放送を視聴するには、
地上デジタル放送対応テレビに換えるか、
現在利用中のアナログテレビにデジタルチューナーなどを取り付ける必要があります。
詳しくは「最寄りの電器店・家電量販店」にご相談ください。



2011年7月24日の
地上アナログ放送終了まで

あと**76**日
(5月10日現在)

地デジの準備はお済みですか?



地上デジタル放送を視聴できない場合や地上デジタル放送全般について

アンテナ工事などの特別な対応が必要かもしれません。詳しくは「デジサポ鹿児島」へお問い合わせください。
【問合せ先】=総務省鹿児島県テレビ受信者支援センター(デジサポ鹿児島) ☎099(833)2020

地上デジタル放送受信のための支援について

国では、まだ地上デジタル放送受信の準備がお済みでないNHK放送受信料全額免除世帯および市民税非課税世帯に対して簡易チューナーの無料配布を実施しています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】=総務省地デジチューナー支援実施センター

- NHK 放送受信料全額免除世帯に対する支援に関すること
☎ (0570)033840 *利用できない場合は、☎044(969)5425 まで
- 市民税非課税世帯に対する支援に関すること
☎ (0570)023724 *利用できない場合は、☎043(332)2525 まで



悪徳商法にご注意ください!

テレビの地上デジタル放送化やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。身に覚えのない工事や代金請求にご注意ください。総務省、テレビ局、その他関係機関が現金を請求することはありません。不審に思ったらすぐに、警察署か市役所本庁市民課市民相談窓口へご相談ください。



悪徳商法についてのお問い合わせは

- 薩摩川内警察署
☎ (20)0110
- 本庁市民課市民相談窓口
☎ (23)0808

【問合せ先】=本庁情報政策課地域情報グループ ☎(23)5111(内線616・617)

東日本大震災 被災者に対する 支援状況

本年3月11日に発生しました東日本大震災により被災されました多くの皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。
本市では、被災された方々に対する支援などを行っています。ここでは、主な取り組み内容などを紹介します。

本市の支援活動状況

1 緊急消防援助隊

3月14日(月)、緊急消防援助隊(災害支援車・救急車・資機材搬送車・コンテナ車・消防局職員10人)が出発。18日(金)から20日(日)までの3日間、宮城県石巻市の市街地で捜索活動を行いました。



2 被災地応急給水隊



3月24日(木)～31日(木)にかけて、福島県いわき市の断水地域などにおいて、市給水タンク車2トン(水道局職員4人)で被災者への給水活動を行いました。

3 救援物資の受け付け

ご提供いただいたタオル13,500枚については、4月20日(水)岩手県釜石市へ搬送しました。なお、4月25日号の広報薩摩川内で毛布とタオルの受付休止をお知らせしましたが、搬送に伴い、毛布とタオルの受け付けを再開しますので、よろしくお祈りします。

東日本大震災などで薩摩川内市に避難されている方がいらっしゃいましたらお知らせください



避難元市町村(避難前に居住していた市町村)においては、被災者がどこに避難されているのか情報把握ができない状況です。このため、総務省において、避難先の市町村で情報をとりまとめ、避難元市町村へ情報を提供する「全国避難者情報システム」が構築されました。

これにより、避難元市町村から避難されている方への各種通知などに役立てることができるようになります。

本市に避難されている方は、問合せまでご連絡くださいますようお願いいたします。

東日本大震災などの避難者に対する本市の支援策

本市では、東日本大震災などで本市に避難されている方に対し支援を行います。
【支援対象要件】=東日本大震災などで被災され、次のいずれかの居住地から本市に避難されている方

- ①災害救助法適用市町村の居住者
- ②原子力災害対策特別措置法に基づく、「避難区域」などの市町村の居住者

【支援期間】=本年度末まで
【支援内容】=右表参照

	避難先			
支援内容	市営住宅	雇用促進住宅	ボランティアによる民泊	実家・親族宅
住宅提供戸数	50戸	75戸	—	—
住宅使用料	免除	免除	提供者の方針による	—
水道料	免除	免除	提供者の方針による	—
電気・ガス料	市で負担		提供者の方針による	—
移動支援	1人当たり5万円(ただし、小学生以下は2分の1)			*1回限り
生活支援	1世帯10万円と世帯人員に5万円を乗じた額の合算額			*1回限り(上限30万円)
こども支援	0歳児から高校生までに対し、1人当たり10万円			*1回限り
保育料など	公立幼稚園、私立保育園、認定こども園の保育料免除			左記算定額の2分の1(上限15万円)

*このほか、各種支援制度がありますので、お問い合わせください。

【問合せ先】=本庁防災安全課 ☎(23)5111(内線4931)